意見書案第３号

新型コロナウイルス感染症拡大防止へ大規模検査の実施を求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

令和３年３月19日

提出者　つくば市議会議員　　橋　本　佳　子

賛成者　つくば市議会議員　　山　中　真　弓

金　子　和　雄

新型コロナウイルス感染症拡大防止へ大規模検査の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対策として、ワクチン接種が開始される中、合わせて幅広いＰＣＲ検査の実施が重要な対策となる。

政府は、３月５日に新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を改定し、高齢者施設に対する社会的検査とともに、「再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広いＰＣＲ検査等（モニタリング検査）やデータ分析する」と新たに明記した。

また、基本的対処方針の改正概要でも「各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する」と記されている。新規感染者数が減少傾向にあり、検査能力に余裕が出てきている今こそ、コロナ封じ込めのための大規模検査の実施が必要である。その大規模検査を行う場合には、接触者の追跡を専門に行うトレーサーの大幅増員や保健所の人員・体制の抜本的な拡充も必要となる。また、ホテル等を借り上げた宿泊・療養施設の整備とそこへの医療スタッフの配置に国・県が責任を持ち、健康観察やケアの提供に万全を期すことも不可欠である。

茨城県としては、県民の命と健康を守り、社会・経済機能を維持するためにも、今後、市町村がワクチン接種の取り組みに追われていく中、検査体制に責任を持つ県の役割として大規模検査（無症状感染者の早期発見と保護体制整備）の実施を強く求める。

以上のことから、地方自治法第99条により、下記事項について意見書を提出する。

記

１　社会的検査を高齢者施設とともに医療機関・障害福祉施設などにも広げ、職員

に対して頻回・定期的（週一回程度）に行い、対象を利用者にも広げ感染防止をはかること。

2　県独自のモニタリング検査の実施を図り、検査件数を抜本的に引き上げること。

3　変異株の疑いを確認する検査の割合を大幅に引き上げること。

令和３年３月19日

つくば市議会

（提出先）

茨城県知事